

スプレッド方式による株式発行に係る会計上の課題

多 賀 谷 充

【キーワード】 スプレッド方式、ブックビルディング、引受手数料、資本控除、株式交付費

1 はじめに

株式の発行に関して証券会社が新規発行株式について買取引受を行う場合、我が国では長らく株式発行会社から証券会社に引受手数料が支払われることが一般的であったが、1990年代後半から価格決定の手法として入札方式に代わってブックビルディング方式が採用され、併せてスプレッド方式といわれる引受方式が行われるようになった。

スプレッド方式では、後述するように、株式発行会社から引受証券会社に引受手数料を支払われないため、株式発行会社においては株式交付費が発生しない一方、引受証券会社は引受手数料を受け取るのではなく、引受価格と発行価格（投資家への売付け価格）の差額を利益計上している。

このような会計処理は、スプレッド方式導入時から行われているが、有価証券届出書における募集条項に関する注記では実質的な引受手数料と記載している例もあり、これを損益計算書において引受手数料として費用計上しないことは資本取引と損益取引の区分からも疑義があるとして、スプレッド部分を株式交付費として費用認識すべきであると指摘もなされている¹⁾。引受証券会社側ではいずれにせよ引受業務による収益となるものの証券会社側の会計処理にも関係する。

スプレッド方式が導入された時点では詳細な会計基準が無かった分野について、その後、ストック・オプションの会計基準、金融商品会計基準等の多くの会計基準が整備され、近時には国際財務報告基準を踏まえた新たな収益認識基準が実施されることとなった。このような会計基準あるいは会計上の考え方の変化も生じていることから、新株引受業務の実態も踏まえ、企業会計上の観点からスプレッド方針に関する会計処理について再考すべき事項があるかを検討することとしたい。

2 スプレッド方式の概要

2.1 ブックビルディング方式の採用

スプレッド方式が行われるようになった背景には、我が国における新規発行株式の引受のあり方、特に新規公開（IPO）における募集・売価価格について種々の問題が指摘され、これを改善するための方法として引受証券会社が投資家の需要を調査して公開価格を決定するブックビルディング²⁾による価格決定方式が採用されたことがある。

日本証券業協会（日証協）の報告書によれば³⁾、この経緯について次のように説明されている。上場株式の時価発行では市場価格に基づき発行価格を決定することができるが、新規公開株式については市場価格がない。このため新規公開株式については理論値に基づく価格決定が行われていたが、公開後の市場価格と大幅にかい離するなどの問題から、平成元年4月から入札方式（オークション）が導入された。この入札方式では一部の株式について事前入札を行い、その落札加重平均価格などに基づき残株式の公募価格を決定していたため、入札数制限等によって機関投資家が排除され個人投資家の入札が中心となる傾向から必ずしも状況が改善しなかったとされる。平成7年9月に証券取引審議会公正取引特別部会において入札制度の見直しが検討され、欧米で一般的に行われているブックビルディング方式の採用が決定された。平成8年12月に店頭特則銘柄で初めてブックビルディング方式による公開株式の公募が行われた後、平成9年3月に、日本証券業協会が「株式公開制度の改善策－ブックビルディング方式の導入に関する要綱－」を取り纏めるとともに、証券取引審議会の議論を経て、平成9年9月から全面的にブックビルディング方式が導入されたとのことである。

その際、米国で行われているブックビルディング方式においては、投資家への発行価格から一定のスプレッドを引いた価格を引受価格とすることにより、その差額（スプレッド）が証券会社の手取金として収益とする－すなわち株式発行会社は引受手数料を支払わない－ことから、我が国でも同様にしたいとの提案があり、この方式で行われることとなった。

なお、商法上の発行決議事項としての必要性から当初はジャスダックでの新規公開企業から開始されたが、平成13年の商法改正により発行決議では公正な価格の決定方法を定めることで足りるとされ、既上場会社においても株式公募日程の短縮がなされることと併せブックビルディング方式を用いることができるようになった。以後も制度上は入札方式も可能とされているが、公募はすべてブックビルディング方式になっている⁴⁾。

2.2 スプレッド方式の概要

スプレッド方式とは、「商法上の発行価額で証券会社と引受契約を締結するものの、引受証券会社の判断で引受価額を上回る金額で実際の公募を行うことにより、募集価格と発行価

額にスプレッド（価格差）があることから、これをスプレッド方式と呼んでいます。」と説明されている⁵⁾。

スプレッド方式が行われる前は、商法（現在は会社法）の規定により決定された株式の発行価額により投資家に募集を行い、別途、引受証券会社に引受手数料を支払っていた。この場合には、新株を購入した投資家が引受証券会社に支払った金額が会社への払込となるため、株式発行会社では、発行価額を資本金（又は資本準備金）として認識するとともに、証券会社に支払った引受手数料は株式交付費（従来は新株発行費）として費用計上（又は繰延資産計上）することになる。すなわち、増資払込という資本取引と株式交付費という損益取引が認識されることになる。これに対し、スプレッド方式では、引受証券会社が株式発行会社から引き受ける価格よりも高い価格で投資家に対して募集を行うことにより、このスプレッド部分が証券会社の利益となる一方、株式発行企業は証券会社には引受手数料を支払わないため、発行会社には引受に係る費用（株式交付費）が生じないこととなる。このため、スプレッド方式を採った募集等が行われる場合には、有価証券届出書の「募集の方法」の記載において注を付すことが求められておる。さらに、新株発行に関して株式交付費が発生しない点についても、有価証券報告書の財務諸表の追加情報として引受手数料は支払わない旨の注記を行うことが必要とされている。

ただ、実際の有価証券届出書を見ると募集事項等の記載は分りにくく、「発行価格」、「引受価額」、「払込金額」という3種類の金額が記載されている。「払込金額」は会社法第199条第1項第2号の「募集株式の払込金額」のことで発行価額ともいわれる。会社法上の決議事項とされているが名目上の金額で実際の発行金額を表すものではない。実際に、投資家が払い込む金額を「発行価格」といい、ブックビルディング方式においては、引受証券会社が理論値等を参考に算定した仮条件を示して、投資家の需要調査を行い、最終的に発行価格を決定することとなる。引受証券会社は発行価格から一定のスプレッドを引いた価格で買取引受を行うこととなり、この引受する単価を「引受価額」と表記している。このスプレッドについては募集の方法の注として、「発行価格〇〇円と会社法上の払込金額〇〇円及び引受価額〇〇円とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。」と記載される。

次の事例では、発行価格1,150円と引受価額1,058円の差額92円が引受証券会社の手取金となるスプレッドであり、ディスカウント率は8%となっている。

【有価証券届出書の記載例】

株式会社フィードフォース 2019年6月27日提出 有価証券届出書の訂正届出書(抜粋)

募集の条件

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位(株)	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
1,150	1,058	875.50	529	100	自 2019年6月28日(金) 至 2019年7月3日(水)	1株につき 1,150	2019年7月 4日(木)

募集の方法の注記

2019年6月27日に決定された引受価額(1,058円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(1,150円)で募集を行います。

引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)の定める有価証券上場規程施行規則第233条の規定に定めるブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

2.3 引受証券会社の収益計上区分と認識時期

証券会社側の会計処理に関しては、日証協の定める「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(統一経理規則)において勘定科目と収益等の計上基準が定められている。損益計算書については、営業収益を大科目として「受入手数料」、「トレーディング損益」、「金融収益」の3つに区分されている。受入手数料はさらに、有価証券の売買の媒介に対する手数料「委託手数料」と、有価証券の募集等に関する「引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料」及び「募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い手数料」、「その他の受入手数料」に区分されている。

有価証券の募集・売出しに関して証券会社が行う業務を引受業務というが、内容的に3つに分けられる⁶⁾。まず、引受証券会社は、引受契約に基づき引受審査から発行価格の決定まで金融商品取引法や日証協の規則に従って諸手続きを行うこととなる。発行される株式を全部買取することを前提とした買取引受においては、募残のリスクを負い、発行価格をブックビルディングにより決定する場合にはその対応を行うことになる。こういった業務に関する対価は引受責任料と言われる。引受契約に複数の証券会社加わる場合には、元引受契約の内容を確定させる協議を行う証券会社を幹事証券会社といい、この幹事業務に関する対価は事務幹事手数料と言われている。さらに、募集・売出しが始まると、実際に証券会社の店舗や

営業を通して投資家への勧誘及び売付け業務が行われることになる。このような業務に対する対価が販売手数料である。

「引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料」の内容は「有価証券の引受け、売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等を行ったことにより発行会社等から受け入れる手数料」となっており、上記の引受手数料、幹事手数料及び販売手数料がこの科目に計上される。ただし、引受を行わずに勧誘や売付け業務だけを行い引受証券会社等から手数料を受け取る場合には、「募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い手数料」に計上することとされている。この引受手数料は引受責任料及び事務幹事料相当額は募集等申込日に計上することとされている。また、販売手数料については募集等申込日に計上することが原則であるが、引受責任料及び事務幹事料と一括して公開価格や公募価格等の条件決定日に計上することも可能とされている。これらの規定は、スプレッド方式による引受業務においても同様に適用される。

3 株式交付費の認識に関する問題の指摘

3.1 株式交付費の性格

わが国の会計基準上、株式交付費は費用処理を原則とし繰延資産として計上することもできることとされている。一方、後述するとおり、米国等においては株式発行費は調達した資本金から控除することを原則としている。我が国においても、実際の適用は停止されているが会社計算規則において資本金から株式交付費を控除する規定が置かれており⁷⁾、いずれにせよ、株式交付費を損益取引とみるか資本取引とみるか二つの考え方がある。

池田幸典氏は、まず「株式スプレッドは事実上の引受手数料であることが注記されており（池田〔2014c〕94頁）、これらの株式スプレッドは財務諸表に計上されないのか、費用ではないのかという疑問も当然に生じて来る。株式スプレッドが事実上の引受手数料であるとするれば、（証券会社に支払う）引受手数料は株式交付に係る付随費用であるから、もしこれらの株式スプレッドを認識するとすれば、それは株式交付費として認識されることになるう」との指摘している⁸⁾。

そして、株式交付費の支払取引を株式交付取引と一体として扱うか、別々のものとして扱うかが論点であるとし、株式交付費は株主への払戻しには該当しないことから出資と結び付けることは理論的に無理があるとの理由で、株式交付費は資本取引ではないと述べている⁹⁾。

株式交付費が資本取引か否かについては、導入時に企業会計原則の損益取引と資本取引の区分の原則に反しないか―すなわち、損益取引たる株式交付費を資本取引から控除するということにならないか確認しているが、企業会計原則上、新株発行費（当時）は損益取引たる費用であり、資本取引と認識する解釈はなかった。したがって、損益取引たる新株発行費を

資本金と相殺するような会計処理を行うことはできないとの理解は共通しており、池田氏の見解と相違はない。

3.2 スプレッドの費用性

上記のように、池田幸典氏の指摘のうち、株式交付費は損益取引であるという前提については我が国の会計基準の解釈には問題はない。

池田氏は、「スプレッド方式における株式スプレッドは、会社と証券会社との間の契約で決定される「事実上の引受手数料」である。」との認識のもとで、株式発行会社は引受証券会社に現金支払いはないものの引受業務というサービスは受けているという捉え方から、サービスを費消した以上、会社は引受手数料という費用認識をすべきとしている。その際、我が国では株式発行費が資本取引とは認められないのであるから、スプレッド相当額を資本金から控除せずに資本金として認識した上で、別途、株式交付費を損益取引なる費用として認識しなければおかしいのではないかと指摘しているのである。

すなわち、証券会社は会社が発行する株式を引き受けるというサービスを会社に提供し、会社はそのサービスを受け取ることになる。これは従来方式であろうとスプレッド方式であろうと同様であるから、会社は証券会社に対してサービスの対価の支払義務を負い、会社が株式を証券会社に交付することによってこの支払義務の決済を行う取引と捉えて、株式スプレッドは株式交付費として認識することになる。現金の授受がなくとも、株式という財産の交付によって決済は認識できるということである。

3.3 スプレッドの費用計上方法

株式スプレッドを引受手数料と認識するとしても、スプレッド方式では株式発行会社から証券会社への現金の支払いはない点については、池田幸典氏はこのスプレッドの会計処理について次のような会計処理を提案している¹⁰⁾。

株式発行会社の会計処理としては、スプレッドを控除しない発行価格による総額を株式交付義務として認識する一方、実際に現金の払込を受ける部分の金額を「資金を受け取る権利」として認識し、差額となるスプレッド部分の金額を「引受サービスを受ける権利」として認識する。

そして、引受証券会社からスプレッドを控除した新株式に対する引受額の払込を受けたときには、資金を受け取る権利（スプレッド控除後の金額）は消滅するとともに、あくまで発行価格（スプレッドを控除しない金額）を新株払込証拠金として計上する。併せて、この払込によって引受サービスを受ける権利が履行された対価として、スプレッド部分を「引受サービス」として費用計上するとしている。その結果、スプレッドを控除しない発行価格の総額を資本金額とし、別途、スプレッド相当額の引受サービスを株式交付費として費用計上す

る処理を示している。

4 スプレッド方式に関する会計上の検討課題

4.1 引受業務の実態を背景とする実務慣行

米国では株式発行に直接関連する費用については払込の総額から控除する会計実務が原則とされている¹¹⁾。これも理論的に会計ルールとして設定されたというよりも、歴史的に証券市場の中心であり続けてきた米国の証券発行の実務慣行において、引受業務はスプレッド方式を前提に行われてきた実態が会計実務の形成の背景になっていたのではないかと推測される。米国では証券業務の性格により、これを媒介（ブローカー）、引受（アンダーライティング）、自己売買（トレーディング）という業務カテゴリーに分けており、それぞれの実務に応じて損益も区別されている。その中で、アンダーライティングを行う証券会社は投資銀行と言われブローカーと区別されており、辰巳憲一氏によれば、米国では引受業務（買取引受）においてスプレッド方式が一般的な発行方法であり、公開価格と主幹事証券会社が発行企業に支払う価格との差を粗スプレッド（gross spread）と言うが、証券会社が引受業務から直接受け取るこのスプレッドはいわゆる手数料ではなく、米国ではふつう7～8%ディスカウント（粗スプレッド率）が行われているとされる¹²⁾。

我が国でも前述のように統一経理規則は証券会社の損益を米国と同様の業務区分により計上することとされているが、我が国には投資銀行という呼称はなく、引受業務も証券会社が行っているため、引受業務に係る収益はスプレッド方式であれ固定手数料であれ引受手数料のカテゴリーに分類表示されるのである。

我が国では、かつては額面株式が主流であり、昭和44年に時価発行増資が行われるまでは額面発行であり、発行価格も引受価額も額面金額であった。この場合には引受証券会社には別途引受業務の対価を支払うこととなる。もちろん時価発行に移行すれば発行価格を額面以上として引受価額とスプレッドを設けることは可能であったであろう。ただ、前述した商法改正が行われるまでは、当時、発行決議などの商法上の規定と募集に関する証券取引法上の規定から募集期間の日程は相当長く、その間には市場価格が変動するため、日程の長さが引受リスクを高めていたとされる¹³⁾。このようなことから引受リスクを軽減するために固定金額で別途手数料を得ていたとも考えられる。

すなわち、スプレッドは売買差益としての手取金であるが、株式発行会社側の会計処理に関わらず、引受業務に関する収益であれば証券会社の収益の表示区分としては引受手数料の区分に含まれるということである。したがって、引受手数料という名称の区分に入れることを理由として、本来は株式発行会社が負担すべき「手数料」であるということにはならない。むしろ、「手数料」という表記が媒介業務の手数料と同様との誤解を与える要因であり、引

受手数料の性格を踏まえ引受業務に関する「収益」又は「報酬」というような表現を使えばよいかもしれない。

4.2 引受業務の特性と収益認識

引受業務の収益の認識にあたって、そもそも金融取引なのかあるいは何らかのサービスの提供なのかにより適用する会計基準も相違するが、そこで、まず金融取引でないものとして、いわゆる売上か手数料か（総額表示か純額表示か）に関わる判断に当てはめてみるならば、新たな収益認識の会計基準の適用指針¹⁴⁾における「顧客との約束の性質が、財又はサービスを企業が自ら提供する履行義務であるのか、あるいは財又はサービスが他の当事者によって提供されるように企業が手配する履行義務であるのかを判定する」ことが求められる。

この判定には、そもそも引受契約とはどのような取引なのかを検討する必要がある。前述のように、引受業務には、引受（買取りリスクを負って発行価格を決定する業務）、事務幹事（幹事証券会社としての業務）、販売（投資家への勧誘や売付け業務）があるが、引受業務における発行価格やスプレッドの設定は引受証券会社自らのリスク負担の元に行われる。仮に、募残が生じた場合は、発行される新株をすべて引き受けるため、募残となった株式は自己売買（トレーディング）商品勘定に移されて市場価格で売却されるため、実際にスプレッドが実現するとは限らない。また、オーバーアロットメントといわれる追加発行による超過収益を獲得する機会も引受証券会社の能力に負う。また、このスプレッドは公募会社の状況に応じて引受証券会社の判断で決定されるものであるから、もちろん媒介手数料のように一律に決められるものではなく、わが国では新規公開の場合は7～8%程度、既上場会社の公募増資の場合にさらに幅がある¹⁵⁾。

さらに、引受業務における新規発行株式を一般的な商品とみたらどうであろうか。同適用指針の設例19にあげられている航空券の販売業の場合、航空会社から通常料金よりも安く仕入れた航空券を自らのリスクで販売することは企業が自ら提供する履行義務であるとされる。この場合には、航空会社の側でも販売業者への販売価格を売上とすることとなり、航空券の最終購入者へ販売価格との差額を販売手数料とするような会計処理は採らないはずである。株式発行の引受業務は、証券会社が有価証券を発行したい企業を探し、買取引受においては自らリスクを負って引受けた株式を投資家に販売することによって収益を得る契約であって、代理人として販売サービスを提供するのではなく、いわば商品を仕入れて販売する売買取引と類似していると考えられる。このような点からみて、上記の航空券販売と同様に「サービスを企業が自ら提供する履行義務」と判断できよう。

これは、消費税法上も引受業務に関するスプレッド部分は金融取引による収益であるから消費税は課されない一方、引受けた株式の一部の勧誘や売付けを他の証券会社に委託して手数料を支払う場合には、当該取引は金融取引ではなく販売サービスの対価として消費税が課

されることも整合的である。もしスプレッド部分が金融取引ではなく手数料の対価として株式を交付した取引であるなら、課税当局は非課税とすることは無いと思われる。

ただ、通常の商品売買であれば売上（譲渡収益）と売上原価（譲渡原価）という総額で認識すべきこととなるが、株式の売買は一種の金融取引であるため、差額を収益計上することとなる。実務上は、投資家からの入金を募集等受入金とし、発行会社への払込を募集等払込金とし、差額を引受手数料としている。このように金融取引であるが故に純額で認識している上、業界的慣習として引受業務による収益にも「手数料」という用語を使っていることが、必ずしも業務内容にそぐわない面もあろう（ブローカー業務における媒介業務の手数料はまさに収益認識会計基準においても代理人としての手数料となる）。

4.3 スプレッドの性格と費用性

引受証券会社が種々の引受業務を遂行することは株式発行会社に対するサービスの提供にあたと捉えるとした場合、その対価は無償とみるのか有償とみるのかという問題がある。

スプレッド方式導入当時、株式発行企業が引受証券会社に引受手数料を支払わないのであるから、そのこと自体に問題がないならば、株式発行企業において引受価格による払込を資本取引として認識し、新株発行費は認識しないことについて、企業会計審議会の森田哲彌会長や法制審議会の中村忠委員をはじめとする関係する会計専門家に確認し、企業会計上も商法上も問題ないとの見解を得ていた。

この点、池田幸典氏は現金支出がないとしても、会社は株式の発行によりサービスの対価の支払義務を決済しているとして有償取引と捉えている。現在ではスプレッド方式が導入された時代には無かった会計基準も創設されており、例えばストック・オプション会計において現金給付のない段階で労務の費消としてストック・オプションの付与を費用認識する考え方もあるため、会社は引受証券会社に対して直接金銭を支払っていないが、引受サービスという価値を費消したことを認識することも一つの考え方としてあり得るとして、会計上費用認識すべきであるとの指摘は重要であろう。

ただ、ストック・オプションの費用認識の論拠については、例えば、「労働サービス費消説」、「現金報酬準用説」、「希薄化説」といった種々の考え方があり、必ずしも労働サービスを費消したという捉え方が一般的とは言えず、既存の株主からの出資に対する株式が会社を経由して直ちに従業員に交付されたという希薄化説のよい点も指摘されている¹⁶⁾。

他方、仮に引受業務により発行会社も恩恵を受けるとしても、その対価を発行会社から直接もらわなければならないわけではない。実際に投資信託の販売手数料は、新規募集時は手数料を投資信託の販売価格に含めて設定（内枠方式）するが、追加募集では、そのときの純資産価額が募集価額となるので、追加募集に応じて投資信託を購入する場合には募集価額とは別に販売手数料を投資家が支払う（外枠方式）こととなる。この内枠方式と同様に新規発

行株式の募集コストを加えた価格を発行価格とすることにより、投資家が当該コストを負担していると捉えることもできる。このような捉え方は上述した希薄化説の考え方と同様に、実質的に株式を購入した株主から引受証券会社への報酬支払とみることに通じると考えられる。株式を購入した投資者はこのコストを含めた払込額が取得価額となるが、仮に、別途、証券会社に何らかの手数料を支払ったとしても、附随費用として取得価額に含まれ、当該株式を売却するときに譲渡原価を構成することとなるから会計上相違は生じない。

なお、実際に発行株式を手数料の対価とする会計処理が可能かという観点からは、我が国の法制上の課題も検討することが必要となろう。例えば、そもそも財産の払込がない部分を資本金として増加させることができるかは合名会社等における労務出資の問題としてかねて指摘されている。ストック・オプションの導入においては、旧来の商法では株式会社には労務出資が認められていないこととの関係から金銭以外の報酬に関して規定が設けられたが、これと同様に引受証券会社の労務の提供の対価として株式を交付することが労務出資とならないのかどうか会社法上の課題もあろう。また、仮に引受手数料相当を新規発行株式で支払うとすれば、引受価額で渡す引受株式数とは別に、発行価格での金額相当額の株式数を引受証券会社に交付することになり第三者割当としての問題も生じるかもしれない。

おわりに

米国では、会社に関する法規制は基本的に州法であり、証券発行や資本に関する規制も各様である。また、証券業者に関する規制はブルースカイ法といわれる州法に基づく規制から連邦共通の規制として1933年の証券法及び1934年の証券取引所法が制定されたという経緯がある。また、必ずしもわが国の会社法のように資本金の額を重視するような規制が行われているわけではなく各州法に相違もあることから、会社法において統一的な資本規制をせずに、資本調達のコストとして投資家への販売価額と実際に引受証券会社から払い込まれた金額との差額は資本金に反映しないことがプラグマティックな対応とされてのではなかったかとも思われる。

実務上も、有価証券届出書の募集の方法でのスプレッド方式の注書きでも、「実質的な引受手数料である」といった表現をしていない場合もあり、すでに一般化したスプレッド方式についてなお注記が必要かということも検討すべきであろう。

今後、金融取引は取引の実務から発達した慣習的な会計処理も多く、会計基準も次々と変わっていく時代にあって、こういった疑問に対して会計理論面のみならず、証券業の特性に応じた会計実務や財務諸表の表示区分も常に検討を加えていくことが必要である。

注

- 1) 池田幸典『持分の会計－負債・持分の区分および資本取引・損益取引の区分－』中央経済社、2016年、p.137、p.234
- 2) 日本証券業協会・有価証券の引受け等に関する規則（平成4年5月13日）第2条16項においてブックビルディングとは「引受会員が株券等又は社債券等の引受けを行うに当たり行う投資者の需要状況の調査をいう。」と定義されている。
- 3) 日本証券業協会「会員におけるブックビルディングのあり方等に関するワーキング・グループ報告書『会員におけるブックビルディングのあり方等について』」（平成19年11月21日）
- 4) 森本健一「新規発行に係る発行価額等の表現と日程の短縮」商事法務1611、商事法務研究会、2001年11月15日
- 5) 小谷融、小山茂、多賀谷充『〔全面改定版〕証券取引法における財務諸表実務問答集』税務研究会出版局、平成9年、p.59
- 6) あずさ監査法人編『業種別アカウンティング・シリーズⅡ② 証券業の会計実務（第2版）』、中央経済社、2018年、pp342-343 参照
- 7) 会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第14条第1項第3号の規定により増加資本金額から減じる株式交付費の金額については、附則11条において当面は零とされており、実質的に減額できない。
- 8) 前掲 池田 pp.137-138
- 9) 前掲 池田 p.241
- 10) 前掲 池田 pp.245-235
- 11) Codification of Staff Accounting Bulletins-Topic5 “A. Expenses of Offering”, Securities Exchange Commission, <https://www.sec.gov/interps/account/sabcodet5.htm>
- 12) 辰巳憲一「米国のIPOと証券発行規制について」『学習院大学 経済論集』第43巻第2号、2006年7月。
- 13) 加藤政仁・鈴木健嗣「日本の公募増資時のディスカウント率の決定要因について－公募増資制度の変更とその影響」経営財務研究第33巻第1・2合併号、日本経営財務研究学会、2013年12月、JIF00298.pdf
- 14) 企業会計基準委員会「企業会計基準適用指針第30号 収益の認識に関する会計基準の適用指針」平成30年3月30日
- 15) SMBC日興証券株式会社の日興公開情報(2019年8月号)によれば2019年7月の株式公開会社6社のディスカウント率は全て8%であるが、例えば2019年3月に株式公開したダイコー通産(株)は7.5%であった。既公開会社については、例えば、2017年11月の公募において、アサヒホールディングでは4.17%、井村屋グループでは6%という開きがある。
- 16) 鈴木大介・川本淳「従業員ストック・オプションの費用の測定」参照、https://www.gakushuin.ac.jp/univ/eco/gakkai/pdf_files/keizai_ronsyuu/contents/4402/4402suzuki+kawamoto.htm

（たがや みつる・青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授）